

1. 令和6年度税制改正の概要（税額控除対象法関係）

学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、**一定の要件を満たす場合**において、税額控除対象法人となるための**実績判定に係る期間を**、5年間ではなく**2年間とする**。



税額控除のメリット

- ・寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、**減税効果が大い**い。
- ・寄附を受ける**学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる**。

現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ① **3,000円以上**の寄附金を支出した者
（判定基準寄附者数）が、**年平均100人以上**
- ② 寄附金額が**年平均30万円以上**であること

- * 1 小規模法人向けの緩和措置あり
- * 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、
②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれては、特例措置の対象となることも踏まえ、**ぜひ積極的に制度の活用をご検討ください！**

特例措置の新設

令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から**2年間に短縮**する。

*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和7年度～12年度の間に**行われるものであること
- **経営改善に向けた具体的な取組に係る計画を作成**していること
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれない**こと

経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（概要）

経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の具体的な要件は以下のとおり。

要件

- (1) 計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人の理事会において決定されたものであること。
- (2) 計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものであること。
- (3) 計画において以下の内容が含まれていること。
 - ① 学校法人の経営の現状分析 ② 経営改善に関する目標 ③ 目標達成に向けた具体的な計画
- (4) 寄附金の募集に係る以下の内容が含まれていること。
 - ① 寄附金募集に係る現状分析 ② 寄附金募集に関する目標 ③ 目標の達成に向けた具体的な計画
 - ④ 寄附金を充当する予定の事業

事業に関する中期的な計画等、既存の計画であっても、

上の要件を満たすものは「経営改善に向けた具体的な取組に係る計画」として扱うことができます。

また（２）や（４）の要件を満たしていない既存の計画でも、以下の両要件を満たせば要件を満たすことができます。

- 1. 計画の作成当初に定めた計画の期間が5年以上であること
- 2. 「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性」を記載した書類(※)を提出すること。

(※)証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものとして作成する必要があること。
また、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものであること

 これらの要件を満たしていることがわかる根拠資料を文部科学省に提出する必要があります。

2. 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の詳細について

経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（詳細①）

要件（１）

（１）計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人の理事会において決定されたものであること。

○計画が、幅広い関係者の意見を踏まえ、適切なプロセスを経て作成されたものであることを確認する要件です。

※前後に評議員会の決議を経た場合でも、要件を満たすことができます。

経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（詳細②）

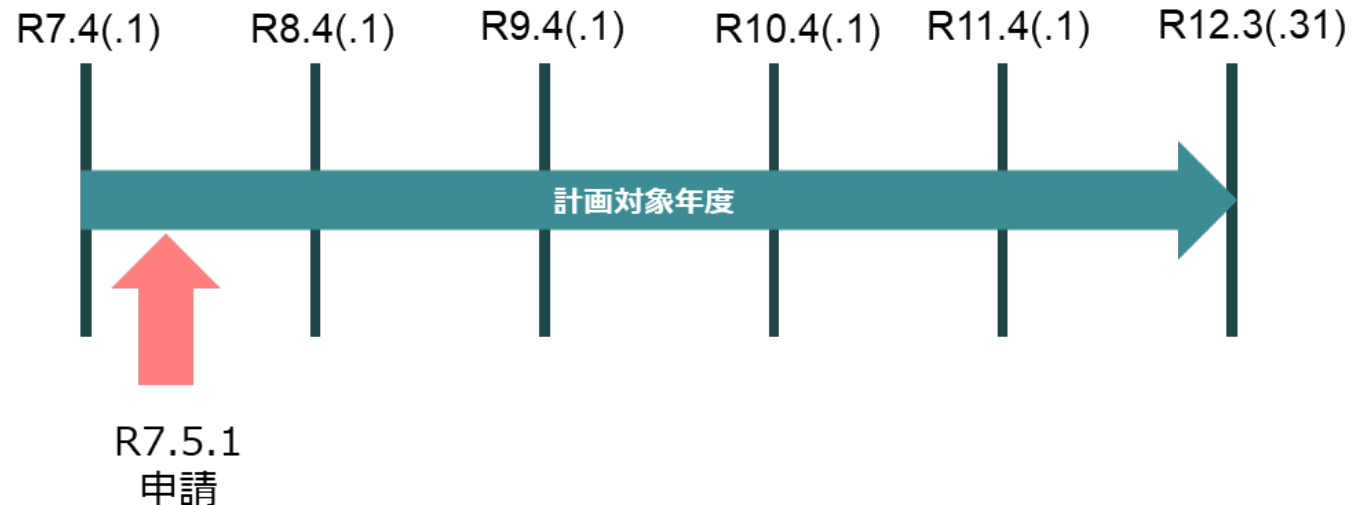
要件（２）

（２）計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から５年以上の期間を含むものであること。

○経営改善のためには、短期間で改善される事項のみならず、中長期的な視点から具体的な施策や目標を検討する必要があることを踏まえた要件です。

（例）令和７年５月１日に申請する場合

⇒提出年度から（もしくは提出年度開始の月・日から）、５年間の期間が計画の期間となっていれば要件を満たすことが可能であり、この場合であれば、計画の期間が「令和７年度～令和１１年度」、「令和７年４月～令和１２年３月」などとなっていれば可。



経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（詳細③）

要件（3）

（3）計画において以下の内容が含まれていること。

①学校法人の経営の現状分析 ②経営改善に関する目標 ③目標達成に向けた具体的な計画

①学校法人の経営の現状分析

⇒何を分析するかについては問いませんが、各法人の経営の現状について、法人の規模や周辺地域の状況等を踏まえ、可能な限り定量的かつ多角的に分析することが望まれます。

【分析する事項の例】

入学者数の推移、経常収支差額の推移、周辺地域の18歳人口、収益事業の実施状況、寄附金の募集状況 等

②経営改善に関する目標

⇒何を目標として設定にするかについては問いませんが、①の分析を踏まえ、経営改善に向けた目標について、可能な限り定量的に設定することが望まれます。既に達成している目標を維持するといったものでもかまいません。

【目標の例】入学者数の増加、経常収支差額の改善、学部再編等の達成 等

③目標達成に向けた具体的な計画

⇒②で立てた目標に対して、達成するための具体的な施策について整理してください。



経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（詳細④）

要件（４）

（４）寄附金の募集に係る以下の内容が含まれていること。

- ①寄附金募集に係る現状分析 ②寄附金募集に関する目標 ③目標の達成に向けた具体的な計画
- ④寄附金を充当する予定の事業

①寄附金募集に係る現状分析

⇒寄附金募集に係る現状の取組や、受け付けた寄附の件数など寄附金募集に係る現状について記載してください。

②寄附金募集に関する目標

⇒何を目標として設定にするかについては問いませんが、寄附件数や寄附額等について、税額控除対象法人となる期間中（５年間）でどの程度の寄附を募集する予定かについて記載してください。

③目標の達成に向けた具体的な計画

⇒寄附金募集の方法の多角化など、②で立てた目標に対して、達成するための具体的な施策について整理して記載してください。

④寄附金を充当する予定の事業

⇒特定の事業に限定する必要はなく、「経常的経費に充当」といった記載ぶりでもかまいません。税額控除対象法人が作成する必要がある、「寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類」と同様の記載としてください。

経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成の要件について（詳細⑤）

既存の計画を提出する場合

- 文部科学大臣所轄法人に作成が義務づけられている「事業に関する中期的な計画」など、すでに作成された計画であっても、（１）～（４）の要件を満たせば、申請可能です。
- また、（２）（計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から５年以上の期間を含むものであること）のや、（４）（寄附金の募集に係る以下の内容が含まれていること）の要件を満たしていない場合であっても、以下の２つの要件をいずれも満たしていれば、それぞれの要件を満たすことができます。

- １．計画の作成当初に定めた計画の期間が５年以上であること
- ２．「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性」を記載した書類(※)を提出すること。

(※)証明申請の所轄庁への提出年度から５年以上の期間を含むものとして作成する必要があること。
また、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものであること



本申請のためだけに改めて計画を一から作成する必要はなく、①「事業に関する中期的な計画」の改定や、②寄附募集に係る追加の書類の作成 などでも、本特例を活用いただけます。

寄附金募集に係る計画の記載例（参考）

①寄附金募集に係る現状分析

- ・●周年事業の実施に向け、卒業生や周辺の地域住民への寄附募集の周知を強化した。令和5年度は□件、総額△円の寄附を、令和6年度は■件、総額▲円の寄附を受け入れた。

②寄附金募集に関する目標

- ・特例終了後も税額控除対象法人となれるよう、令和7年度から令和11年度の5年間について、年度平均で、個人からの寄付を20件（※）以上、総額30万円を受け入れる。

※収容定員等が1,000人の場合。

③目標の達成に向けた具体的な計画

- ・寄附者が「税額控除」のメリットが受けられることについてHP上のページを作成して周知を行う。（令和7年度中に完了）
- ・卒業生からの寄附を拡大するため、同窓会実施事業への協力を通して同窓会との連携を強化する。
- ・寄附を受け入れた際の使い道を「〇〇」という形で明確化して周知を行う。

④寄附金を充当する予定の事業

- ・学校の運営にあたっての経常的経費に充当する。

※寄附金を充当する予定の事業と中期事業計画との関係性を記載する場合

- ・寄付金は、学校法人▲▲学園中期計画のp.○「〇〇〇」の事業の検討・実施に係る経費等の経常的経費に充当するものである。

3. 申請にあたって把握いただきたい点

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック（第2次改訂版）」 （日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を作成、公表。（令和3年1月・作成、令和4年10月・第1次改訂版作成、令和6年3月・第2次改訂版作成）

学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第2次改訂版》の内容

I 経営悪化の認識

- 1 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化にきづくタイミング

II 相談

- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み

III 経営状態の分析

- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合

IV 経営状態の情報共有

- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者

V 経営改善計画の策定

- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点
- 5 リスクシナリオ(経営改善計画通りに進まない場合の対応方針)の策定

VI 経営改善計画の実行

- 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断

VII 合併等

- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点

VIII 再生(再建)

- 1 私的整理(再建型)
- 2 民事再生

IX 撤退

- 1 撤退までの流れと留意点
- 2 破産手続き

「経営改善に向けた具体的な取組に係る計画」の策定にあたって御参照ください。



小規模法人に対する緩和要件について

設置する学校等※1の定員等※2の総数が**5,000人未満**の事業年度がある場合は、「**寄附者数**」の要件が緩和され、「**判定基準寄附者数**」が100人以上であれば、要件を満たしたことになります。

計算式

$$\text{判定基準寄附者数} = \text{実際の寄附者数} \times \frac{5,000}{\text{定員等の総数（総数500未満の場合は500）}}$$

例

学校法人で設置する学校等の定員等が**1,000人**である場合

実際の寄附者数 $\times \frac{5,000}{1,000} \geq 100$ となればよく、**20人**から寄附を集めることができれば要件を満たします。

今般の改正による特例においても、各事業年度ごとの判定に、上の緩和要件を同様に活用いただけます。

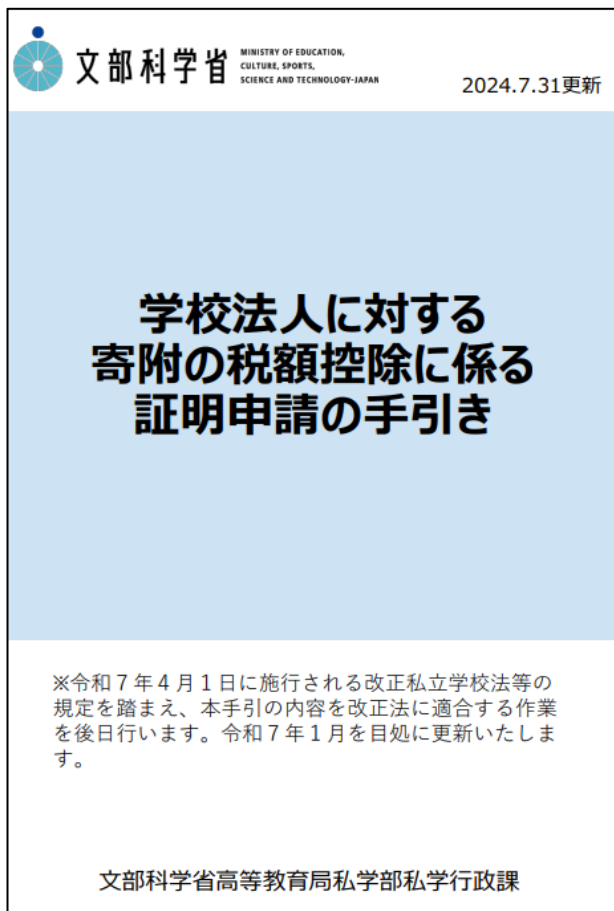
※ 1 学校等：学校教育法第1条に規定する学校、一定の要件を満たす専修学校・各種学校、社会福祉施設等

※ 2 定員等：学校の収容定員や社会福祉施設の利用定員等

詳細は更新後の「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」p.10を御覧ください。

改正後の「寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」について

特例申請にあたっての必要書類の確認等にあたっては、更新後の「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」をご覧ください。



- 特例要件の説明 p.4～6
- 特例要件に基づく必要書類 p.13～19

【掲載リンク】

https://www.mext.go.jp/content/20240919-mxt_sigakugy-000020281_0001.pdf